

資料番号	6
------	---

令和6年5月17日
課名 教育委員会事務局
秘書広報室
担当者 室長 竹森
内線 4930

広島県教育委員会会議録

令和6年3月11日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和6年3月11日（月） 9：30開会
12：35閉会

1 出席者

教育長	平川理恵
委員	細川喜一郎
	中村一朗
	志々田まなみ
	近藤いずみ
	菅田雅夫

2 出席職員

教育次長	池田克輝
管理部長	江原透
学びの変革推進部長（兼）教育センター所長	阿部由貴子
乳幼児教育・生涯学習担当部長（兼）参与	重森栄理
理事	榊原恒雄
総務課長	杉本真一
秘書広報室長	糸崎誠二
教職員課長	松下大海
施設課長	渡辺誠一
学校経営戦略推進課長	沖本勝豊
個別最適な学び担当課長	蓮浦顕達
高校教育指導課長	小野裕之
特別支援教育課長	津村真一郎

教育委員会会議定例会日程

		頁
日程第1	会議録署名者について	1
日程第2	第4号議案 広島県教育委員会規則等の一部改正について	1
日程第3	第5号議案 「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画（第2期）」の策定について	6
日程第4	報 第1号 令和6年広島県議会2月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について	9
日程第5	報告・協議1 不祥事を生まない安全で安心な職場づくりに向けた取組の結果について	11
日程第6	第1号議案 教職員人事について	14
日程第7	第2号議案 広島県教育委員会規則の一部改正について	14
日程第8	第3号議案 教職員人事について	14

- 平川教育長： それでは、ただ今から本日の会議を開きます。
直ちに日程に入ります。
まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第20条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。
会議録署名者として、志々田委員及び近藤委員を御署名申し上げますので、御承諾のほどお願いいたします。
本日の会議議題は、お手元のとおりです。
議題のうち、公開にならないものがあれば、最後に回して審議したいと思います、いかがいたしましょうか。
- 細川委員： 第1号議案、第2号議案及び第3号議案は、個別の人事に関する案件ですから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。
- 平川教育長： ほかに御意見はございませんか。
それでは、ただ今の細川委員の発議について採決いたします。
第1号議案の教職員人事について、第2号議案の広島県教育委員会規則の一部改正について、第3号議案の教職員人事については、公開しないということに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

- 平川教育長： 全員賛成と認めます。
したがって、本日の議題は第1号議案、第2号議案及び第3号議案を公開しないで審議することといたします。

第4号議案 広島県教育委員会規則等の一部改正について

- 平川教育長： それでは、第4号議案、広島県教育委員会規則等の一部改正について審議いたしますが、複数ございますので、第4号議案の1から4に分けて、それぞれ説明をさせていただきます。
採決を取らせていただきます。
それでは、第4号議案の1について、松下教職員課長、説明をお願いいたします。
- 松下教職員課長： それでは、第4号議案の1、広島県立高等学校等管理規則の一部改正について御説明申し上げます。
本県におきましては、学校図書館において、生徒の主体的な学びの推進に関する支援を行うことを目的として、学校司書の職を設置しております。これまでの取組といたしましては、令和元年度から令和3年度にかけて実施した学校図書館リニューアル等の事業以降、非常勤の学校図書館担当の配置を拡大しており、利活用の促進、生徒の不読率の改善等、一定の成果が上がっていることから、令和5年度におきましては、10名の非常勤の学校図書館担当と3名の臨時的任用職員の学校司書を配置し、学校図書館の利活用を進めるとともに、充実に取り組んでまいりました。
今後、さらなる体制整備を図るため、これまでの非常勤職員や臨時的任用職員に加えまして、司書資格を持つ正規職員の配置を検討しております。その場合、職務経験等に依りて昇任することが想定されるため、職責に応じた職を設置しておく必要があります。そのため、現在、県立学校に設置している学校司書について、上位の職として主任学校司書、及び主幹学校司書の職を設置することとし、必要な規定の整備を行うものでございます。
説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。
- 平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたら、お願いいたします。
- 志々田委員： 学校の司書の活用のために新しくというか、更に人材を強化するというのはとてもよいことだと思います。主任や主幹の司書教諭という方たちは、基本、フルタイム5日間勤務で、それ以外の臨時的任用などの方たちは、時間が決まっていたり、任用期間が決まっていたりという差があるのでしょうか。
- 松下教職員課長： おっしゃるとおりでございます。このたび主任学校司書あるいは主幹学校司書、これらはフルタイムの職員ということになります。それ以外にも先ほど、これまでの取組として申し上げました非常勤職員、それから臨時的任用職員、臨時的任用職員についてはフルタイムになりますけれども、非常勤については時間数が決められておりまして、

その中で対応していただいているという状況でございます。

志々田委員： そのように職階をつくるというのは、お給料の面はもちろん、同じような地区の学校司書同士がネットワークを組んで、フルタイムの方には、ほかの司書の皆さんとの情報交換とか、それから技術とか、そういうことも割と中心的にリーダーとして頑張っているために、主幹とか主任とかというような言葉をつけて配置するというのでいいのでしょうか。

松下教職員課長： 今おっしゃっていただいたとおり、フルタイムの学校司書については、当然ながらそれぞれの役割がございます。そういった中で、上位の職として今回主任学校司書、主幹学校司書というものを設けたいと思っておりますが、具体的にどういった役割を求めているかと申し上げますと、まず、主任学校司書につきましては、学校司書には標準的な業務でございますが、こういったものに加えて、近隣の学校の図書館担当者への指導、助言であるとか、校内等での研修における取組を紹介するといったような役割を期待しております。

また、主幹学校司書につきましては、更に上位の職となりますけれども、今申しあげました主任学校司書の役割に加えまして、例えば学校図書館全体計画の企画とか立案といったところも担っていただきたいと考えております。

志々田委員： 全国、この学校司書というのを強化している県と、そうでもない県といろいろ差があって、やっぱり先進地というのは、今おっしゃっていただいている主幹の役割を果たすような方たちを配置したり、それからもう一つは、社会教育との関係だと思んですが、学校図書館というのは、地域と学校のちょうど接点になるところなので、たくさん地域の方って、学校に関心があったり、子供たちの成長の関心があったりくださる方たちには入り口になる。それから最近でいうと、特別な支援というか、発達以外の様々な支援が必要な子供たちの居場所として、学校カフェが開かれていたりとか、いろいろ学校の図書館の使い方というのは、これから広がっていくような気がしているので、是非この新しくできた主幹や主任の司書さんたちが、全国の先進事例を見ていただいて、広島県の県立学校の図書館がもっと子供たちにとって居心地のいい場所になるように、是非頑張って働いていただきたいなと思います。

松下教職員課長： 今、御指摘いただきましたとおり、様々な取組で好事例といったところも含めて、体制強化を進めていく必要がございますので、そういった体制強化の中で、今、横展開ということもしっかり進めていけるように、県教委全体としてしっかりこの体制整備、強化について支援していきたいと思っております。

中村委員： 趣旨は今御説明いただいたんですが、この主幹とか主任の学校司書の方というのは、新規に採用するということになるのでしょうか。

松下教職員課長： 現在、どういった形でこの本務者、正規職員を配置するかということを検討しておりますので、今御指摘いただいたことも含めて、今後検討していきたいと考えています。

中村委員： この規則の案を見ると、主幹、主任の学校司書は事務職員のうちから命ずるということになってますので、一旦職員として採用した人、あるいは今、現に職員としている人の中から任命するということになるということですか。

松下教職員課長： そのとおりでございます。この事務職員から命ずるという部分につきましては、これは学校において、いわゆる標準法という定数を定めた法律がございますが、こういった中で、定数を活用できる職として事務職員が位置づけられております。学校司書につきましても、定数を活用し、さらにその上で地方財政措置の対象としたいと考えておりますので、まずは事務職員という学校教育法上の職名から命ずることとしております。御指摘いただきましたとおり、現在いる本務者の方からこの主任学校司書、主幹学校司書になっていただくことも考えられますし、あるいは採用を進めながら、そういった職に上がっていただくということも考えられます。

近藤委員： これから計画を立ててくださるということなんですけど、現状、今、非常勤の司書担当の方がどれぐらいいて、広島県の学校のどれぐらいの割合がカバーできているのかといったところを教えてください。

小野高校教育指導課長： 先ほどの説明の中にもあったかと思うんですが、今年度については学校図書館担当が10校に、それから学校司書として、臨時的任用職員として3校ということで、13校カバーしておりますけども、5名が派遣という形で配置校から各校へ行っておりますので、18校をカバーしております。

配置校とそれから派遣校ということで、18校をカバーしておりますということで、割合としましては、約23%をカバーしているという状況でございます。

近藤委員： 分かりました。

そしたら、その本務の方と合わせて、また非常勤の方なんかも含めて、さらに学校を二十何%から上げていくというところも合わせて取組をしてくださるんだろうと思いますが、そういうことでよろしいですか。

松下教職員課長： 県内全体の学校に行き届くような形でしっかり体制整備を進めていきたいと思っています。

菅田委員： 図書館司書という資格はあるのは知ってたんですけども、主幹とか主任とかというのはどういった、ほかの役職で主幹とか主任になったら、図書館司書も主任とか主幹がつくのか、それとも図書館司書のうち、何か資格があるのでしょうか。

松下教職員課長： この学校司書、それから主任、主幹学校司書、これはそれぞれで上位の職位に上がるために、何らか特別の資格が加えられるものではございません。ただ、この上位の職ということで、例えばですが、事務職につきましては行政職1級の場合は主事、県教育委員会の事務局の職員になりますけれども、主事というのがございます。行政職2級というのが主任に当たります、そして行政職3級が主査ということで、これは学校では事務長ですとか事務主幹になりますので、経験年数に応じた職階、上位級ということで設置するものになりまして、その上位級に上がるために特別資格を要するものではございません。

細川委員： 御説明ありがとうございました。

先ほど課長の御説明の中にありました23%ぐらいに当たるというのは、県立学校においてのものでしょうか。

小野高校教育指導課長： 今言っていたとおりで、会計年度任用職員として高等学校で10校、それから臨時的任用職員として3校、合わせてそのうち5名が他校に派遣されていますので、全て県立高等学校の事例でございます。

細川委員： 他県のことを申し上げても何なんですけども、100%に司書を置いておられるところもあるとお聞きをしておりますが、本県につきましては、やはり司書というのは非常に大切な役でありますし、できれば県立学校に100%の司書が設置されるべきだと思うんですが、それのところの計画のようなものがございましたら、教えていただければと思うんですけど。

小野高校教育指導課長： 今おっしゃっていただいたような他県の様々な先進事例等々を研究しながら、現在、拡充の方向で研究を進めております。今言っていたような校内に学校司書などは、会計年度任用職員と、それから臨時的任用職員というお話をしましたけども、あわせて学校図書館司書教諭という形で、教諭が司書と連携しながら、今、充実を図っているところでございます。今後は校内での協働をしっかり促進しながら進めていきたいと思っていますし、冒頭申しました拡充の方向で検討を進めていきますので、引き続き、他県の好事例もしっかり情報収集してまいりたいと思っています。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり可決されました。

続きまして、第4号議案の2について、松下教職員課長、説明をお願いいたします。

松下教職員課長： それでは、続きまして、第4号議案-2のへき地学校等の指定基準及び指定に関する規則の一部改正について説明いたします。

へき地における教育水準の向上を目的とするへき地教育振興法によりまして、へき地学校等に勤務する教職員に対しては、へき地手当等を支給しなければならないこととされております。

本県におけるへき地学校等につきましては、このへき地学校等の指定基準及び指定に関する規則により指定をし、へき地手当等を支給しているところでございますが、市町立学校の統合等に伴い、へき地学校を指定しております規則の別表を改正する必要がございます。

今回の改正におきまして、対象となる市町は、安芸高田市と北広島町でございます。

まず、安芸高田市については、級地区分1級の川根小学校が級地区分1級の高宮小学校に統合されるため、川根小学校を指定から削除いたします。

次に、北広島町については、級地区分1級の豊平小学校及び豊平中学校が統合され、指定から削除するとともに、新設される豊平学園を級地区分1級に新たに指定いたします。

この結果、令和6年度におけるへき地学校等の総数は、現在の60か所から58か所に減少することとなります。

なお、規則改正の施行期日につきましては、本年4月1日としております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたら、お願いいたします。御質問、御意見はございませんでしょうか。
それでは、以上で本件の審議を終わります。
採決に移ります。
原案に賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり可決されました。

続きまして、第4号議案の3について、杉本総務課長、説明をお願いいたします。

杉本総務課長： それでは、第4号議案の3、広島県教育委員会規則等の一部改正について御説明を申し上げます。

令和6年4月1日から新たな休暇制度といたしまして出生支援休暇が設けられることに伴い、関係規程の整備を行うこととしております。

このたび改正を提案させていただくのは、1ページにございますこちらの事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令及び2ページにございます広島県立学校職員服務規程でございまして、請求に必要な手続等を定めるものでございます。

出生支援休暇につきましては、12月に条例改正をしておりますけれども、職員が不妊治療を行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合に取得できる休暇制度でございまして、職員1人につき6月単位で、通算1年を超えない範囲内で取得できることとなっております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたら、お願いいたします。

志々田委員： 大事な規程の改正だと思います。反対とかではないんですが、取れる条件や状況がないと、いくらこれが施行されてもうまく回っていかないのでは、もちろんされると思いますが、やっぱり管理職の方たちに、こういう休暇ができていて推進しなければならないということも是非、来年度当初から徹底してお知らせいただいて、分かりやすいようにパンフレット作っていただいたりとかという、事務局としてできる努力をしていただければと思います。

松下教職員課長： 御指摘いただきましたとおり、しっかりと周知図れるように、今、パンフレットというお話もありましたけど、工夫していきたいと考えております。

菅田委員： 不妊治療のための休暇ということですね。それで、友人に不妊治療専門医がいるんですけども、平均2年間ぐらい、何か治療をする場合かかってくるらしいんですけども、これ、期間というのはどういう、何か想定とか明確化されてないんですけど、何か想定されてる期間というのはあるのでしょうか。

松下教職員課長： 取得期間につきましては、職員1人につき1年と考えております。これは他県の例も参考にさせていただいて、1年というところで設定をさせていただいております。これは給与が無給になりまして、その間の期末勤勉手当等も支給されないというのもございまして、他県を参考にしながら、現状では1年ということで協議させていただいたものでございます。

菅田委員： 先ほどの期間ですが、希望すれば2年も取れるということですか。

松下教職員課長： この休暇に関しては、1年以内の取得となっております。継続して治療が必要な場合というのは、10日程度、ライフサポート休暇というのもございますが、2年まで取得できるというのは、現状難しい状況でございます。

菅田委員： 短い人もいらっしゃるんですけども、平均2年と聞いたので、医師会などにも聞かれて

るとはと思いますが、御検討いただきたいと思います。

松下教職員課長： これも当然ながら、知事部局、それから人事委員会等と協議を進めて、今のところ1年という範囲で設定をさせていただいておりますが、その間の代員の確保といったことも生じてきますので、現状では、今御指摘あったように、治療の平均2年ということもあるのかもしれませんが、まず現状では、他県の例も参考にしながら、まずは1年ということでスタートさせていただきたいと考えております。

中村委員： なかなか周りでもこういう休暇、導入している事例って、あまり聞いたことがなくて、先進的なのかなと思って説明をお聞きしました。今の状況からしても、こういう支援というのが必要なんだろうと思います。

その一方で、プライバシーといいますか、こういう治療を受けてるということを言いたくない人もいるのかなと思いますが、その辺りの配慮がどのようになされるのか、とは言いながら、最長1年も職場からいなくなるということになると、まるっきり秘密というわけにもいかないのかなとも思いますが、そういったプライバシー的な配慮というのは何らか行われるのでしょうか。

松下教職員課長： 今御指摘いただきましたように最長1年、休暇を取るということになりますので、何らか、ある程度職員に伝える部分も生じてくるかと思うんですが、当然ながら、本人がそういったことを希望されないこともあると思いますので、ちょっとこれは、なかなか確実にこういったことができるかどうかというのは難しいんですが、当然ながら人事との兼ね合いの中で検討していくということも一つあるかと思えます。

中村委員： そうですね。正に今おっしゃったようなケースも想定しながらということになるのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

平川教育長： 御質問、御意見ございませんでしょうか。
それでは、以上で本件の審議を終わります。
採決に移ります。
原案に賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり可決されました。

続きまして、第4号議案の4につきまして、沖本学校経営戦略推進課長、説明をお願いいたします。

沖本学校経営戦略推進課長： 失礼いたします。それでは、第4号議案の4によりまして、広島県立高等学校学則の一部改正について御説明申し上げます。

この改正につきましては、県立高等学校の再編整備に伴い行うものでございます。

2 改正内容にございますように、令和4年4月から生徒募集を停止しておりました安芸高等学校、呉昭和高等学校を令和6年3月31日をもって廃止すること、また、令和4年4月に学科改編を行った県立商業高等学校4校について、既存の各学科を令和6年4月1日から情報ビジネス科に一本化することに伴う改正でございます。

これらの施行期日につきましては、令和6年4月1日を予定しております。

説明については以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたら、お願いいたします。ないですね。それでは、以上で本件の審議を終わります。
採決に移ります。
原案に賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり可決されました。

第5号議案 今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画（第2期）の策定について

平川教育長： 続きまして、第5号議案、今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画（第2期）の策定について、沖本学校経営戦略推進課長、説明をお願いいたします。

沖本学校経営戦略推進課長： 第5号議案によりまして、今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画（第2期）の策定について御説明申し上げます。

資料の1ページ、2 これまでの経緯にございますように、第2期計画につきましては、昨年11月の素案公表後、パブリックコメントや文教委員会における集中審議の結果等を踏まえ、本年2月29日に計画最終案を公表したところでございます。

本日は、計画最終案の概要について御説明申し上げます。

まず、別紙と書かれた計画最終案の2ページを御覧いただければと思います。上段の（2）計画の性質に記載のとおり、第2期計画については、令和6年度から令和15年度までの10年間を計画期間としておりますが、今後の状況の変化を踏まえるとともに、計画の進捗状況等を検証し、計画期間内であっても、必要に応じて見直しすることとしてございます。

続きまして、資料の8ページでございます。枠囲みの箇所になりますが、第2期計画の目指す姿につきましては、国の教育振興基本計画や本県の教育に関する大綱などを参考に、今後10年間の県立高等学校教育の目指す姿を生徒の学びと県立高等学校教育における人材育成の観点から設定をしております。

続きまして、資料の13ページから22ページにかけてでございますが、ここでは県立高等学校の課程・学科等の在り方や県立高等学校の配置及び規模の在り方について記載をしておりますので、また御覧いただければと思います。

この中で21ページでございます。1学年1学級規模の全日制高等学校につきましては、現行計画策定時と比べ、県内の児童生徒数が減少している状況や他の都道府県の再編整備基準の状況などを踏まえまして、現行計画の2年連続で80人未満という基準から、2年連続で新入学生徒数20人未満又は全校生徒数60人未満へと見直すこととしてございます。

また、22ページの（3）留意事項につきましては、今回新たに記載をする内容となります。特に2段落目でございますように、今後10年間は1市町に少なくとも1校は県立校等学校を維持することとしたいと考えております。また、4段落目にありますように、再編整備の結果、高等学校への通学が困難となる地域が生じる場合には、生徒の高等学校教育を受ける機会の確保に向けて、寄宿舎の整備など、新たな方策について検討してまいりたいと考えております。

なお、第2期計画の最終案についての説明は以上となりますが、資料の34ページの次ページ以降となりますけれども、参考として文教委員会の集中審議、パブリックコメント、有識者への意見聴取結果を記載してございますので、また御覧いただければと思います。

資料の1ページにお戻りいただきたいと思っております。最後に、3として、東城高等学校、上下高等学校、湯来南高等学校及び西城紫水高等学校への対応について記載をしております。当該4校につきましては、令和4年度、5年度に現行計画の再編整備基準の下、今後の学校の在り方に係る対応方針の決定をしたところでございます。

こうした中、第2期計画では、1学年1学級規模校に係る再編整備基準を緩和することとしていることなどを踏まえ、当該4校についても、他の1学年1学級規模校と同様に、令和6年度から新たな再編整備基準を適用することとしたいと考えております。

説明については以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたら、お願いいたします。

志々田委員： 本当に長い時間をかけて、ここまで最終の計画に持ってこられているので、そろそろ進めてこられた手順であるとか、それから説明も尽くせるものと尽くせないものとあると思いますが、丁寧にやってきたのではないかと見ています。

当面、大きく関わってくるこの3に書いていただいている東城や上下や湯来南、それから西城紫水、この四つの学校の関係者の皆さんとか、それから在校生の皆さんがともに関心があるところだろうと思っておりますが、具体的にこの四つの学校から、何か御要望が出てきていたりだとか、何か新しい動きがあったら教えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

沖本学校経営戦略推進課長： この4校から特にとという御意見をいただいているわけではございませんけれども、この新しい計画、随時、御説明は学校活性化地域協議会などを通じて行ってきているところでございますので、引き続き、この策定の段階でまた改めて丁寧に御説明をして、一緒になって活力ある学校づくりに取り組んでいきたいということを思っています。

志々田委員： 我々仕事というか、この委員をしているので、この報告書というのは逐一読ませていただきますけど、やっぱり地域の方からすると、これだけの文章量のことを様々な比較することもないデータの中で、これを理解するというのはとても難しいことだと思うので、事務局から、学校の校長先生も一生懸命説明はされると思うんですけども、事務局からのバックアップで学校運営協議会であったり、学校活性化地域協議会のときにより分かりやすく、より当事者意識を持って今の状況を理解できるように、来年度以降は計画ができ終わった以降に、伴走型で御支援というか、説明を尽くして、これは県の教育委員会の仕事かなと思うので、引き続き、よろしくをお願いします。

沖本学校経営戦略推進課長： ただ今いろいろいただいた御質疑も踏まえまして、しっかりと連携をしながら、学校の魅力化、活力ある学校づくりといったものに取り組んでいきたいと思えます。

中村委員： 第2期の在り方計画、時間をかけていろいろな方の御意見いただいて、ここまでまとってきたというのは、よかったですと思います。特に皆さんの関心の高い再編整備の検討となる学校の規模のところについて、個人的には学校の規模とかは民間企業のような経営効率だけで決めるものではないとも思っていましたので、こういう基準になるということはいいい面もあると評価をしています。

ただ、これまで教育委員会では、一定の規模が必要だということによってきておりますので、これまでの基準よりも人数が少なくなる、規模が小さくなる学校が今後出てくることが見込まれますので、そういう中でいかに子供たちが切磋琢磨できたり、この学校でよかったなと思える教育を提供していくということが大事なところだと思います。今取り組んでいるデジタル化だとか、いろんなことに引き続き取り組みながら、この新しい基準の中でそれぞれの学校がいい教育を提供できるように努力をしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

沖本学校経営戦略推進課長： ありがとうございます。ただ今おっしゃっていただいたように、規模が小さくなる学校等におきまして、デジタルの活用、それから学校間連携、教育課程上の工夫といったことに取り組むことで、各学校の生徒数が減少する中においても、一定の教育水準を確保していきたいと思っております。ありがとうございます。

細川委員： 1学年20人、それから全校で60人という基準を最終的に決めいただきました。御存じのように、1学年1学級規模の学校数は北海道が一番多くて、その次が本県であります。北海道は、御存じのように非常に広くて、全国どこでもそうですが、人口減少もあり、小規模の学校が多いと理解しておりますが、あそこは通信を使つての遠隔授業とか、いろんなことをしながら1学年20人という定員の基準で学校運営をされているとお聞きをしているところであります。

本県につきましても、適正な配置といいますか、それを踏まえての20人という数字は、一応私も理解をしたところであるんですが、来春の入学募集、希望ですよね、先日も入学試験がありましたけども、この4校以外にも厳しい状況の学校があったように思うんですが、その辺のところの県教育委員会としての来年度以降の御支援の在り方とかいうのについてお伺いしたいと思えます。

沖本学校経営戦略推進課長： 御指摘のとおり、これまで該当してきた4校以外に加えましても、来春志願者が20名を下回っているような学校も1学級規模校の中であるのが事実でございます。教育委員会といたしましても、来年度予算で学校支援、これまで1校当たり45万円の支援といったことをやってきておりましたが、それを大幅に、200万円まで1校当たりの額を増額をさせていただくよう要求しているところでございますし、また、アドバイザーを配置させていただきたいと考えております。それによって、学校と地域をつなぐことで学校、そして教育委員会に対して、様々な指導、助言をいただきながら学校の活力ある教育活動、魅力ある教育活動、そういったことにつなげていきたいと考えているところでございます。

細川委員： 御説明ありがとうございます。やはり今回の4校につきましてもそうでしたけども、地元の方の非常に熱い気持ち、御意見をお聞きしましたし、そういう意味では基準を満たさなくなったからということのを待つ前に、やはり地元の中学生、保護者、地域の方としっかりお話をされて、基準が来たからこうなりましたでなくて、その前にしっかり方向性なり、在り方なり、御議論いただいて、一番いい在り方について今後も取り組んで

いただければと思っております。その辺のところを踏まえて、やっていたいでいるのですが、これからはもっと今以上にそういう作業といいますか、関わりを持っていかなくてはならないと感ずますので、是非その辺のところをよろしくお願ひをしたいと思います。以上です。

沖本学校経営戦略推進課長： これから子供の数といったものは加速度的に減少していきます。そうした中で、地元自治体、地域の方々との連携といったものは非常にますます重要になってくると思ひますので、我々もしっかりとその辺りは意識しながら連携を図っていきたくと思ひております。

近藤委員： 今回また、これから10年にわたる大きい計画を取りまとめていただくのは、本当に大変な作業だったと思ひます。ありがとうございます。

10年長いので、これから子供たちが求めていく学校の形というのもまた変わっていくんだらうと思ひます。先ほど細川委員からもありましたけれども、基準が来る前に、地域や学校と、地域の方、保護者、子供さんたちの意見を聞いて、どんな学校が求められているのかというのをニーズを常に教育委員会のほうでも的確に捉えながら、子供たちが行きたくなる学校というのを提示していただけたらと思ひます。抽象的な話で恐縮なんですけれども、将来の子供が求めて、行きたくなる学校づくりをこれからもしていただけたらと思ひますので、お願ひいたします。

沖本学校経営戦略推進課長： ありがとうございます。実際に中学生がどういったことを学びたいのか、どういった学科で学びたいのか、どういった高等学校に魅力を感じるのか、そういったニーズをしっかりと把握していくということは大切なことだと思ひます。今でも中学校の校長などを通じて、また進路指導の先生なども通じて、意見をお伺ひをしているところでございますけれども、そういった引き続きといいますか、より一層、そういった子供たちのニーズといったものをしっかりと把握して、何ができるかといったことは今後検討していきたくと思ひております。

菅田委員： 今後の10年間ということなんですけれども、ということは、小学生の保護者にも是非説明とか、特にさっきの4校以外にも小学校の保護者にも説明をしていただきたいなと、中には高等学校の状況をほとんど知らなかったという人も中には本当にいらっしゃるので、そういうふうにも早めに早めに地域の人に説明、状況の説明とかをしていただければなと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

沖本学校経営戦略推進課長： これまで小学校の保護者の方とかに対して、教育委員会が何かを説明する場というのは、なかなかそういう機会はなかったんですけども、学校活性化地域協議会で小学校の校長先生方も参加してくださっておりますので、該当校の県立高校の校長のほうから説明したり、我々のほうから説明したりという形でさせていただいているところでございますけれども、また何かそういう機会がありましたら、そういった機会を捉えて、我々としてもできることはしっかりとやっていきたくと思ひております。

菅田委員： よろしくお願ひします。

それから、小学校の校長先生とか中学校の校長先生に、是非保護者のほうに伝えていただくようお願いしといていただければと思ひます。

沖本学校経営戦略推進課長： 学校活性化地域協議会の場面で、またそういったお話もさせていただければと思ひます。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案の賛成の方は、挙手願ひします。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり可決されました。

て

平川教育長： 続きまして、報 第 1 号、令和 6 年広島県議会 2 月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について、杉本総務課長、説明をお願いいたします。

杉本総務課長： それでは、報 第 1 号につきまして御説明を申し上げます。

令和 6 年広島県議会 2 月定例会に追加提案されました教育委員会関係の議案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条により、知事から意見を求められました。教育委員会会議を招集するいとまがないと認められましたので、教育長に対する権限委任規則第 3 条第 1 項の規定によりまして、教育長が臨時に代理をし、この議案に同意する旨の回答をしておりますので、今回御報告をいたしまして、承認をお願いするものでございます。

このたびの議案は、令和 5 年度教育委員会関係補正予算案についてでございます。3 ページをお願いいたします。

1 令和 5 年度一般会計予算についてでございます。このたびの補正予算では、国の令和 5 年度補正予算を活用し、令和 6 年度当初予算と一体的に取組を実施する予算を計上しております。具体的には、資料の下のほうの点線の囲みの中、要求内容欄に記載をしておりますとおり、県立学校施設設備整備事業として、広島北特別支援学校の空調設備更新工事を実施するための経費として、1 億 6,500 万円の増額、それから、生徒指導総合対策事業といたしまして、不登校児童生徒等に関し、県の相談・支援体制の強化を図る経費について 1,500 万円の増額、それから G I G A スクール構想の実現に向けたデジタル基盤整備事業といたしまして、県内公立小・中学校の 1 人 1 台端末等の更新整備の財源を基金に積み立てるための経費について、17 億 8,600 万円余の増額、それから、高等学校デジタル人材育成強化事業といたしまして、県立高等学校のカリキュラムの充実や教員の指導力向上などの取組を実施するための経費につきまして、1 億 5,000 万円の増額、こうした経費をお願いすることといたしております。

この結果、(1) 歳入につきましては、今回補正額の列の表の一番下でございますが、教育委員会計欄に記載しておりますとおり、10 億 9,300 万円余の増ということで、その右の最終予算額が 396 億 200 万円余となっております。

これは、表の下から 2 段目、県債につきまして、県立学校の改修工事費の入札減などにより、6 億 8,000 万円余の減額となった一方で、表の上から 2 段目、国庫支出金につきまして、公立小・中学校の 1 人 1 台端末の更新整備に係る補助金の増などにより、19 億 3,100 万円余の増額となったことなどによるものでございます。

一方、(2) 歳出につきましては、今回補正額の列の一番下、合計欄に記載しておりますとおり、37 億 3,100 万円余の減となりまして、その右の列、最終予算額は 1,532 億 5,000 万円余となっております。

続きまして、4 ページでございます。(3) 歳出の経費区分別内訳についてですけれども、一般事業費のうち、その他につきましては、公立小・中学校の 1 人 1 台端末等の更新整備のための基金積立などによりまして、10 億円余の増となる一方で、職員給与費につきましては、教職員に対する給与等の支給額が当初の見込みを下回ったことなどによりまして、46 億 800 万円余の減額となったことなどにより、歳出総額が 37 億 3,100 万円余の減となったものでございます。

次に、(4) 繰越明許費につきましては、国の補正予算を活用する事業や県立学校施設設備整備事業費などにつきまして、事業費を翌年度に繰り越す必要が生じたものがございまして、合計として 12 億 5,000 万円余を計上しております。

続きまして、2 の令和 5 年度高等学校等奨学金特別会計予算についてでございますけれども、奨学金の貸付者及び給付者数が当初の見込みを下回ったことなどによりまして、歳入及び歳出から、3,200 万円余の減額を行うこととしております。

5 ページ、6 ページにつきましては、項目別の歳出内訳を記載しております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたら、お願いいたします。

近藤委員： 3 ページ目の要求内容のところに書いてくださってる生徒指導総合対策事業、県立教育センターの相談員増員等のところの部分なんですけれども、これ、具体的にこの金額

でどれぐらいの拡充が見込まれるのか、人数的にどうか、教えてください。

遠浦個別最適な学び担当課長： 不登校等の一部児童生徒に対する相談体制の強化ということで、現在、県立教育センターに配置している相談員、心理療法士さん等なんですけれども、それを2名程度増員いたしまして、児童生徒や保護者の相談対応を行っていくこととなります。

近藤委員： 今、何名の体制でされているのでしょうか。

遠浦個別最適な学び担当課長： 現在、2名程度、1日当たりですね、配置をしております。1日当たり2名程度を4名程度に増員するという形です。

中村委員： 歳出の教育費が各校種で減って、37億減額ということの理由はこういったことなんでしょうか。

杉本総務課長： 多くが教職員給与費の減になります。前にも説明させていただいたとおり、給与費自体は増額になるんですけれども、今、教員の新陳代謝というのが非常に多くて、年配の教員が辞めて、若い教員が入ってくる、この差が非常に大きくて、これが主なものということになると思います。

中村委員： ありがとうございます。

それと、3ページ、要求内容の特別支援学校における150万の中身で、プライバシー保護は分かるんですが、ちょっとすみません、細かいところで恐縮なんですけど、カメラ等整備というのはどういった内容なんでしょうか。

津村特別支援教育課長： 各特別支援学校の希望を聞きまして、実際カメラではなくて、パーティションとかカーテンを設置するというところで、要望をいただいております。

中村委員： カメラを整備ということは、これは実際にはないということですか。

津村特別支援教育課長： 特別支援学校につきましては、カメラの設置はありません。

杉本総務課長： 国の事業でございまして、メニューとしてはカメラの設置も内容には入っているということで、個別に学校の希望等を聞き取ったところで、県立学校については主にパーティションで使いたいという希望でございまして。

中村委員： 抑止的な意味でカメラを設置すると、そういうことですか。

杉本総務課長： どうもはっきりしたことがなかなか難しいところがあるんですけども、職員側からカメラを持って撮っていくような、そういったものであるということで、メニュー上はお聞きをしております。本来特別支援学校でそういうものを使うかどうかというところで、あまり使う希望とか使う場面がないというところで、希望として上がってないということだと思います。

細川委員： 中村委員の御質問の関連ですけども、今まで県立特別支援学校にはそういう設備等が不足していた、もしくはなかったということなんでしょうか。

津村特別支援教育課長： 特になかったというわけではないですけども、今まで更衣室とか、教室等々を利用していたということはあるんですけども、このパーティションを入れることによって、教室移動をしなくて済むとか、あるいは視覚の障害がある学校につきましては、カーテンに替えることでけがの防止等々につながるものと考えております。

細川委員： 分かりました。

丸の下から二つ目のGIGAスクール構想について、18億円余りの予算とありますが、これは県全体に関わるということなんでしょうか。

沖本学校経営戦略推進課長： 国としては、令和10年度までに現在整備している1人1台端末の更新を考えておまして、これに係る予算のうち、令和5年度の補正分ということで、国が示した金額がこの金額になります。今後の県内の市町立の小・中学校及び県立の中学校、特別支援学校小学部及び中学部全ての更新整備に対する補助額全体の一部ということでございます。

細川委員： 18億余りというのは、令和6年度の当初予算と合わせての予算であると理解してよろしいんですか。それとも補正予算のみということなんでしょうか。

沖本学校経営戦略推進課長： ここに掲げておりますこの18億円程度につきましては、この補正の金額のみとなります。令和6年度当初では、44億円余りを計上させていただいているところでございます。

細川委員： その44億円余りでどれぐらいの更新ができるのか、それから、更新のペースというんですかね、それはどのぐらいで更新をされるのでしょうか。

沖本学校経営戦略推進課長： この金額でございまして、今回の補正予算と来年度当初を含めまして62億円程度でございまして、これは令和10年度までの全体に係る概算経費の約7割が今現時点で国から来ているということでございます。残り3割については、令和7年度以降、また国から交付がなされる見込みであると聞いております。

端末の更新については、令和7年度、8年度がピークになると、各市町からは聞いていただいております。個々の端末を見ますと、おおむね5年程度ぐらいが更新のペ

ースと考えております。

菅田委員： ちょっと細かいことなんですけども、保健体育費の歳出が増えてるのは、全国高校総体かなと思ったんですけども、それは別で負担金とかが増えてるとするのは、具体的にどういうことでしょうか。

杉本総務課長： 先ほど特別支援学校のときに、幼稚部のパーティションとか、そういうプライバシーに関する予算が幼稚園にも予算がついてまして、これが保健体育費の中に入っているということで、これが主な目途ということになっております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり承認されました。

報告・協議 1 不祥事を生まない安全で安心な職場づくりに向けた取組の結果について

平川教育長： 続きまして、報告・協議 1、不祥事を生まない安全で安心な職場づくりに向けた取組の結果について、杉本総務課長、説明をお願いいたします。

杉本総務課長： それでは、報告・協議 1、不祥事を生まない安全で安心な職場づくりに向けた取組の結果につきまして報告をさせていただきます。

昨年度実施をいたしました弁護士調査の報告書によって、教育長と関係職員が双方向に忌憚のないコミュニケーションをすることができる、自由活発な組織風土の実現が必要と提言をされております。

これを受けまして、昨年5月に「不祥事を生まない安全で安心な職場づくりに向けて」、こちらを取りまとめまして、改善にこの1年間取り組んできたところでございます。取組の結果について報告をさせていただきます。

1 ページでございます。まず、これ、項目が一番左にありますのが、先ほどの取りまとめた報告書の中にあります項目になってございます。教育長のマネジメントの改善といたしまして、教育長が職場を「誰もが気兼ねなく発言できる「心理的に安心な場」とすることを宣言をいたしまして、そのために教育長自身が徹底していくルールを明記をして、職場の安全宣言、こちらを加筆したほか、組織としてベクトルをそろえることを徹底、これは課長所長等連絡会議を活用し、教育委員会全体での情報共有、職員の声を十分酌み取る姿勢に基づくサポート型のマネジメントの徹底、こうした取組を行ってまいりました。

2 ページでございます。職場の心理的安全性の向上といたしまして、地方機関を含む教育委員会事務局の全職員463名と教育長が直接話す場を設け、職員が困っていることや改善してほしいことなどについて、職員と教育長で意見交換を行います教育長ミーティングの実施、あるいは管理職と所属職員が1対1で対話する機会を充実させるため、業務に関することや困っていることなどを相談できる場として、所属長と職員の1 on 1 ミーティング、こうしたことを実施したほか、教育長のものに準ずる形で、各所属長においても、職場の安全宣言を加筆、それから管理職を対象としたマネジメント能力やコミュニケーション能力を高める研修を実施、部下が上司を評価する多面評価の導入、こうした取組を行ってまいりました。

また、コンプライアンス意識の向上のための取組といたしまして、事務局全体でコンプライアンスに関する取組を総括するコンプライアンス推進監、こちらは教育次長兼務という形ですが、設置をいたしまして、各取組の徹底と進捗状況等を確認するコンプライアンス推進会議を、これを今年度3回開催をいたしました。それから、不適切な事務処理の発生を未然に防止するためのハンドブックの作成、こういった取組を行ってまいりました。

3 ページでございます。不祥事を防止する仕組みづくりといたしまして、公募型プロポーザル方式による契約事務の改善について、職員へ周知徹底。今まで受講機会のなか

った教育長を含む管理職や教育系職員においても、会計事務、契約事務の基本的な知識に関する研修を実施。各所属で契約事務チェック実施者を事務分掌に位置づけまして、チェック体制を強化、それから、教育委員会から独立した外部の者によって、通告を受け付ける外部窓口を設置、公平・中立な立場で適切に職務を遂行できる者として、教育委員会と利害関係のない外部の弁護士を指名をし、窓口となっていたいております。それから、広島県教育関係職員倫理要綱の改正、こちら知事部局と併せて改正をしたものです。こういった取組を行ってきました。

4ページでございます。左側には、これまで聞いておりました有識者からの意見を掲載しております。管理職と所属職員が同席した形での意見交換などが設定されたことは、両者の問題意識や価値観の違いを把握し、信頼関係を構築していく上でよい取組であるといった意見、それから、取組が一過性のもので終わってしまうと、逆効果になるので、長く自然に続けられるように業務に落とし込みながら取組を継続させていくべきと、こうした御意見をいただきました。

続いて、右側には、職員からも意見を聞いておまして、職員の意見を掲載しております。職場の安全宣言につきましては、上司が自らが心がけていくとはっきりと文字にして、職員に直接伝えてもらったことは、職場の中での安心感につながったといった意見、それから、宣言という形で職場に掲示することで、意識して部下と向き合うことができたといった意見があった一方で、部下にとって心理的安全性が高い職場を目指すことと、部下に高いレベルで成果を求めることのバランスが難しいと感じたといった意見もございました。

それから、教育長ミーティングにつきましては、教育長や他の部署の方々とフランクな場で話ができることが非常に有意義に感じた。こうした時間が多くあるとよいと感じたといった意見、それから、昨年度からの報道について、教育長の私たち職員への言葉を直接教育長の口から伺えたことや、自分自身の気持ちも伝えられたことは非常に大きかったとした意見があった一方で、取組の趣旨が職員に浸透していなかったのではないかと、また、教育長の教育に対する思いや考え方を聞く時間や、組織として、本当に変えてほしいことなど、思い切った話ができる時間があれば、もっと有意義な取組になるのではないかとといった意見がございました。

それから、1 on 1 ミーティングにつきまして、上司と職場で勤務時間内にいろいろな話ができ、その後の仕事が進めやすくなり、よい機会となったといった意見、希望制であり、職員が実施の有無を選択できるのがよかった。必要とする職員がいる限り、続けていく意味のある取組だと感じたといった意見があった一方で、いつでも相談を受けるという上司のスタンスとその周知が徹底されていれば、定型・定期的実施する必要はないのではないかとといった意見もございました。

こうした動きで職員からは、組織内での意思疎通の活性化と職場の心理的安全性の向上、職員のコンプライアンス意識の向上につながったという意見がある一方で、取組を継続させていく必要性や取組の実施方法に対する意見もございました。

今年度の取組の評価、改善を行いながら、次年度以降についても、引き続き取組を継続していく必要があると考えております。

説明は以上でございます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたら、お願いいたします。

志々田委員： たくさんの取組を新たにさせていただいて、今年1年、どのように進めてこられたのかというのがとてもよく分かりましたし、ある意味で、全部よかったというわけではなく、改善の余地があるんじゃないかということもきちんと入れておいていただくと、継続して、今年1年頑張ればいい話じゃなくって、来年も再来年もずっと頑張らなければならない職場の風土づくりだと思いますので、とても意義のあった取組だったんじゃないかなと私は思っています。

心理的安全性という言葉が多用されていて、一方で誤解の多い言葉でもあって、最後のあるように、仲良しで何も言えなくて、何か友達同士でみたいな雰囲気であることをすごく誤解している。これは、いろんなところで誤解して使ってるな、この言葉というのをとても感じるの、これはやはりなので、仕方がないことだとは思いますが、是非、ほかの言葉で言い換えても大丈夫なように、分かってしまったつもりにならないように、心理的安全性についてお互いが守り合う、キーパー同士として頑張り合えるチームづくりをできる管理職が増えていってくれるといいなと思いました。以上、感想です。

杉本総務課長： ありがとうございます。管理職の研修の中でも、青島先生に来ていただいて、いろいろ話を聞きましたが、やはりそこでも仲良しチームを単につくるということではなくて、やっぱりよりよいものをつくっていくために、忌憚ない意見が教員の中で交わせる、そういう組織集団になっていくことが大事だということもありまして、それ、管理職の中でもかなり受け止めて、そういうところでもって対応してもらってると思っていますので、引き続き誤解のないように取り組んでいきたいと思えます。

志々田委員： ありがとうございます。免罪符になりやすいんですね。私は心理的安全性は分かっていますから、大丈夫ですというようなことにもなりますし、また、新しい概念も出てくると思うので、この分野、是非、継続的に研修していただけたらなど、面白い分野ではあると思うので、是非、できれば学校の校長先生も含めて、これ、今事務局のお話ですけど、多分学校にはもっと別の形の取組の方法があると思うので、また、こういう形で広島県教育委員会が全体として、職場環境というところに関心を持ったのはとてもいいことだと、1年通して思いました。

中村委員： 教育委員会、教員まで入れれば1万6,000人、事務局だけでも460名ということで、大きな組織ですよ。会社でいっても中堅企業というか、大企業の規模だと思います。そういう規模の中で、かなり、何ていんでしょうか、社長の権限が強いような企業のような組織、体育会的な組織だとも感じます。トップダウンで政策を迅速に変えられるというのは、すごくいいことだとも思えますし、そういう方針でかなり改善ができてきたとも思えます。ただ、その一方で、是正すべきということも起きて、このようになっていくわけですが、コンプライアンスの遵守、不祥事防止、それから組織としての風通しをよりよくしていくという目的でいろいろ取り組んでいただいて、これを拝見すると、職員さんの評価もおおむねよくて、いい方向に進んでいくんだろうなと拝見をしました。ただ、こういう取組って、ずっとこれでやればいいという正解があるわけでは多分なくて、その時々とか、時代の流れとか、組織の変化に応じて、また変えていくべきこともあると思いますので、そういったことを踏まえながら、どういう取組がいいのか、このままでいいのかとかということのを定期的に、という意味でも検討しながら、今後もやっていかれるということがいいのかなと思います。

杉本総務課長： ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思いますので、もう一つ、やはり持続性といいますか、継続していくことというのが非常に大事だと思いますので、一方で、あまりにも負荷がかかるというのも少し考えていく必要もあるかもしれませんし、今年1年目ということもあるので、もうできることは全てやろうということやってきたと思っておりますので、また、ちょっと職員の意見等も聞きながら、今後どうしていくか考えていきたいと思えます。ただ、この組織風土に向けた取組自体はずっと継続していきたいと思えます。

細川委員： 御説明ありがとうございます。中村委員もおっしゃったように、やはり組織ですから、今回、ここの取組内容の分類の、私、教育長のマネジメントの改善というところで、いろいろ書いていただいとるんですけど、いわゆるトップですよ、企業にしても、教育委員会にしても、そのトップのマネジメントが非常に今問われておって、いかに皆さんが楽しく、働きがいのある職場にどうやったらなるかというのを、やっぱりトップの人はいつも、常に考えて仕事をすべきであって、嫌々やってもらっても、いいことないですよ。そういう意識をやっぱり持って、これから取り組んで、コンプライアンスとか、そういうことというのはもう当たり前のことなんですけど、実はトップのマネジメントがどれぐらいできているかというのを、校長先生もですけどね、学校運営の、部、課、係、それから小集団、それぞれの単位での意見なり、いろいろ改善案なりが、もうちゃんと届くような、そういう風通しのいい組織風土でないと、どこでも駄目だと思うんですよ。私自信の話で言えば、あの従業員さんといつから話ししてないかなってみたいなことになると、やっぱり事故とかトラブルが起きる。そういう、常に、ちょっとあの人と話をしてない時間が長いよねと思ったら、わざわざ行ってでも話をするみたいな、そういう、お互いさまなんですけども、いような組織、職場であってほしいなどは、ここに書かれておるので、その月1回やるとかなんとかというの、それがやらなければいけないからやるのではなくて、その程度やっておれば大丈夫だという、ちっちゃい単位でしたら毎日やっていますよね、そういうことというのは。だから、そういうところを今後も取り組んでいただいて、是非、楽しくて、働きがいのある職場づくりというのをみんなで目指していきたいと思えます。以上です。

杉本総務課長： ありがとうございます。平川教育長自身も、これまでもずっとそういった形ではやっ

てきてたと、我々も思っています。ただ、いろんな業務がある中で、どういうふうな形でというのあるんですけども、いろんなものが複合的に絡んで、今回こういった指摘になってしまったとは思いますが。やはり、今、細川委員からあったように、日常からのコミュニケーションというのはすごい大事なことで、そういう中で、我々自身も1 on 1ミーティングということで、所属の職員と、いつでも声かけをしたり、話をする場というのは設けるようにはしているんですけども、強制的にこういう場を設けることで、またちょっと新しい話が広がったりということもございますので、引き続き、何かで縛るとか、必ずやらなきゃいけないとか、それよりももう少し自由な感じで、所属なりでできるような形でやっていければいいかなと思います。ありがとうございます。

近藤委員： 中村委員からもお話がありましたけど、すごく大きな組織で、トップの方の考えを本当に皆さんに分かってもらおうとするのも、なかなか自分に直接の問題として受け止めてもらうというのが大変だと思いますし、職員の方からトップのほうに返ってくる、その双方向と直接というのがないと、やっぱり風通しのいい環境というのが難しく、そこを多分この1年いろいろ工夫されてきたんだと思います。内部の信頼関係つくっていくというところで、学校が、今、働き方改革で、かなり、いろいろ無駄を取っていきましようねという方向で動いているところあると思いますが、学校現場もやっぱり信頼関係を構築するようなコミュニケーションのところも、今これを機会に、もう一度その視点でも見ていただけたら、学校現場の風土づくりというのも期待してるところです。よろしくをお願いします。

杉本総務課長： 事務局の取組を、今回話をさせていただいておりますけれども、学校現場もやはり不祥事がかなり起こっているってこともありまして、今年度、複数回こういった組織風土改善ですとか、あるいは安全な職場づくりみたいところで、研修をしたり、そういうところの取組をしております。引き続き、学校も事務局もどちらもということで、取組を進めてまいりたいと思います。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

続きまして、先ほど公開しないと決定した議案について審議を行いますので、申し訳ございませんが、傍聴者の方は退出をお願いいたします。

(10:55)

【非公開案件】

第1号議案 教職員人事について

小学校教諭の信用失墜行為に係る人事措置（懲戒免職）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

小学校教諭の信用失墜行為に係る人事措置（懲戒免職）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第2号議案 広島県教育委員会規則等の一部改正について

広島県教育委員会規則の一部改正について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第3号議案 教職員人事について

事務局及び学校等の定期人事異動について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

(12:35)